

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは純粋持株会社である当社のもとで、それぞれの事業会社が連携を保ちながら全体最適を目指す経営管理の組織運営を行っております。

当社は、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略等に係る事項や事業の中期経営計画について承認する権限を保持するとともに、各グループ会社に対して適時その進捗状況に関する報告を求めるほか、一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合に、事前に当社との協議を行うことを求めることなどにより、各グループ会社を監視・監督しグループ全体のガバナンスの向上を図っております。

当社では、コーポレート・ガバナンスを経営統治機能と位置づけており、企業価値を継続的に高めていくための不可欠な機能であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。また、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と意思決定における透明性及び公平性を確保した経営を行ってまいります。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、投資家及び事業パートナーをはじめとする利害関係者の信頼を得て、事業展開を行ってまいります。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンス体制の確立に向けて、企業成長に応じた体制の随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則の全てを実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
C B M 株式会社	88,687,200	34.80
瀬戸 健	75,028,000	29.44
瀬戸 早苗	11,617,000	4.56
鈴木 伸子	1,737,600	0.68
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309 (常任代理人 野村證券株式会社)	1,463,700	0.57
松村 元	1,325,600	0.52
松村 京子	1,132,800	0.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	721,300	0.28
瀬戸 誠	616,800	0.24
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	600,400	0.24

支配株主(親会社を除く)の有無	瀬戸 健
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	札幌 アンビジャス
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の創業者であり代表取締役社長の瀬戸健は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針としております。よって、少数株主の保護は十分なされているものと考えております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として株式会社アイデアインターナショナル、SDエンターテインメント株式会社、株式会社ジーンズメイト、株式会社パスポート、株式会社ぱど、堀田丸正株式会社、マルコ株式会社、夢展望株式会社及び株式会社ワンダーコーポレーションの9社を有しておりますが、当社は、当該上場子会社の独立性を尊重する観点から、各社の経営判断を重視し、事業戦略・人事政策・資本政策等を独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開することを尊重しております。そして、当該子会社が独自の成長戦略等により企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からも望ましいと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大谷 章二	他の会社の出身者													
近田 直裕	公認会計士													
吉田 桂公	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷 章二				長年に亘り事業会社に勤務し、取締役及び監査役としての経験もあることから、監査、助言を期待しております。なお、過去にも現在においても、当社及び当社子会社と取引関係もなく、業務執行に携わったこともございません。よって独立性を有していると判断しております。
近田 直裕				近田公認会計士事務所及び興亜監査法人等における実務を通じて、経営に関する十分な知識と経験を有していることから監査、助言を期待しております。なお、過去にも現在においても、当社及び当社子会社と取引関係もなく、業務執行に携わったこともございません。よって独立性を有していると判断しております。

吉田 桂公	<p>当社は、吉田氏の勤務先であるのぞみ総合法律事務所との間で取引がありますが、同氏は当社の依頼案件に關与していません。また、同氏は当社と同法律事務所との契約金額は当社及び同法律事務所の年間売上高に対し僅少であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから監査、助言を期待しております。また、また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立性を有していると判断しております。</p>
-------	---	--

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となり監査を実施することから職務を補助すべき取締役及び使用人を設けておりません。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人、内部監査室とは、必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め会社業務の適法性、妥当性の確保に期しております。

なお、会計監査人については、2018年6月24日開催の第15回定時株主総会において、太陽有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与については、中長期的な観点から実施していません。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第15期事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)において取締役に支払われた報酬は以下の通りであります。

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬 175,466千円

取締役(監査等委員)に支払った報酬 10,200千円

計 185,666千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に對する情報伝達等のサポートはグループ管理本部が所管しております。  
取締役会の開催に際しては、資料等を事前に配布する等により説明を行うことしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

) 取締役会

当社の取締役会は取締役9名(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役3名で構成されております。当事業年度においては、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しており、独立性を保持した監査等委員である取締役出席のもと、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行状況の監督を行っております。

) 代表取締役社長

取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の経営及び業務執行全般を統括しております。

) 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である3名の取締役で構成され、常勤取締役(委員長)が1名及び2名が独立性の高い取締役であります。監査等委員である取締役は取締役会に出席し、業務の意思決定ならびに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査を定期的実施し、代表取締役への監査報告を行うこととしております。

) 経営会議

経営会議は、会社経営に関する重要事項について、審議・決定並びに経営判断を行っており、原則として週1回開催しております。構成は、業務執行取締役、監査等委員である取締役及び関係部署の部長が出席しております。この審議、決定事項のうち取締役会決議事項については、取締役会を最終決定機関としております。

) 会計監査人

当社は会計監査人設置会社であり、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。

) 内部監査室

当社は、社長直轄の部署として内部監査室を設置しております。同室では、経営の合理化及び適正化のため、企業活動における会計記録、内部組織、業務運営の適否及び業務効率の監査を通じて助言、勧告を行っております。

) 法務室

当社は法務室を設置しております。同室では、企業活動における契約確認、係争問題、公共政策関係などの法的な対応の他、コンプライアンス体制の統括管理を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監査監督機能の強化を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2018年6月開催の第15回定時株主総会は、いわゆる集中日を回避し、2018年6月24日(日)に開催しました。 また、例年においても、株主総会は主に土日に開催しております。
その他	・招集通知及び決議通知をホームページに掲載しております。 ・議決権行使の結果について、臨時報告書にて開示しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	弊社HP内に掲載し公表しています。 <a href="https://www.rizapgroup.com/ir/disclosure-policy/">https://www.rizapgroup.com/ir/disclosure-policy/</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に一度の頻度で、機関投資家・金融機関担当者等を集めた説明会を東京都内で開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、海外投資家への個別面談を実施するとともに、海外投資家が参加するカンファレンスなどにも出席しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料、説明会資料、適時開示資料等、各種資料を適宜掲載しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」において、業務の適法性・効率性の確保及びリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他の環境の変化に対応した見直し・改善を行い、より一層適法で効率的な企業体制を構築することを目的とする。

#### 2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の適法性・効率性、計算書類の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「取締役会規則」、「監査等委員会規則」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、役割及び責任を明確にし、法令及び定款遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令並びに社内規則「情報・機密管理規程」及び「文書管理規程」に基づき保存し、取締役、監査等委員が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応のためにリスク管理総括者を置く。各部門に付随するリスク管理は当該部門が行い、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるための体制を整えることとする。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ取締役会を開催し、重要事項の決定並びに他の取締役の業務執行状況の監督等を行う。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

社内規則である「子会社管理規程」に基づいて子会社を管理し、子会社の業務状況は、定期的に報告する体制とする。また、子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は当該子会社の他の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該子会社の取締役の職務執行状況を監査するものとする。

当社及び子会社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」による内部通報制度を運用するものとする。また、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

#### 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととする。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に影響を及ぼす重要な事項について監査等委員に遅滞なく報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。また、監査等委員は、代表取締役、内部監査部門及び監査法人と情報交換に努め、当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適正性を確保する体制を整備する。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとる。

#### 11. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記の基本的な考え方のもと、反社会的勢力排除に向け「反社会的勢力対策規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を中心とした体制を整備している。また、平素から関係行政機関や弁護士、外部調査機関等の専門機関との連携を深め、情報収集に努める。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上述の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通り、反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとることといたしております。また、反社会的勢力排除に向け「反社会的勢力対策規程」に基づき、リスク管理委員会を中心とした体制を整備しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

